

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○（以下「審査請求人」という。）が平成30年2月6日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（平成30年1月18日付け特別児童扶養手当有期再認定請求却下通知書によるもの。）及び特別児童扶養手当資格喪失処分（平成30年1月18日付け特別児童扶養手当資格喪失通知書によるもの。）（以下、これらを「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人

山形県に転入する前に住んでいた○○県では、対象児童が○○○に在学していた○年間特別児童扶養手当の認定を受けており、認定請求時点の対象児童の障がいの状態は○○県から認定を受けていた時と変わらないにもかかわらず、山形県で本件処分を受けたのは不服であり、処分の取り消しを求める。

また、対象児童が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）別表第3に定める障害の状態には該当しないと判断された理由が、「歩行、軽い運動や座業はできる」、また、「日常生活は問題なく過ごせている」と診断書に記述されていることをもって判断したとのことであるが、○○県で認定を受けていた○年間の診断書にも同様の内容が記載されていたものであるため、理解に苦しむ。

(2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 令別表第3に定める障害の状態に該当するか否かについて

本件処分に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書1」という。）に

おける対象児童の状態について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）における認定基準に照らすと、肝疾患での重症度判定検査項目及び臨床所見は、いずれの検査項目についても基準値内である。また、一般状態区分表においても、基準のいずれにも該当しない。よって、認定基準で例示する各等級に相当する障害の状態のいずれにも該当しないこととなる。さらに、生体肝移植については1年以上前に行われており、予後についても合併症発症の危険性はあるものの、良好であるとされていることから、対象児童の状態は、令別表第3に定める障害の状態にはないと解される。

なお、審査請求人から改めて提出された訂正診断書（以下「診断書2」という。）によっても、肝疾患での重症度判定の検査項目及び臨床所見について基準値内であり、一般状態区分表においても基準のいずれにも該当しない。また、診断書2によって、障害認定審査医の判断に変更が生じることがないか、処分庁を通じて障害認定審査医に改めて質問を行ったところ、一般状態区分表に変更がなく、状態が安定していることに変わりはないため、対象児童の障がい局局長通知における認定基準には該当しないという判断に変更はないとの回答を得た。したがって、診断書2によっても令別表第3に定める障害の状態にはないと解される。

イ その他

本件処分は、障害認定審査医による医学的な判断の基に行われており、処分庁は審査請求人に対して、特別児童扶養手当有期再認定請求却下通知書を交付している。さらに、特別児童扶養手当の支給要件である障害の状態が認められなくなったことにより、特別児童扶養手当資格喪失通知書も交付しており、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

4 調査審議の経過

平成30年4月6日 審査庁からの諮問の受付

平成30年4月17日 調査審議

5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る肝疾患による障害の程度は、局長通知の認定基準によれば、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定することとされている。

診断書 1 をみると、一般状態区分表において、「Ⅱ軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」であり、また、現症時の日常生活活動能力においても、「日常生活は問題なく過ごせている」と記載されている。

こうした事実関係に基づき、肝疾患の障がいに係る認定基準に照らして総合的に判断すると、障害認定審査医が診断書 1 をもとに対象児童の障がいの程度について局長通知の認定基準には該当せず令別表第 3 に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判定と、それを受けて本件処分を行った処分庁の判断には、違法又は不当な点があるとは認められない。

審査請求人が診断書 2 を付して提出した反論書において、〇〇県で認可を受けていた〇年間の診断書も同様の内容で記載されていたと主張しており、診断書 2 においても、「免疫抑制剤の生涯内服が必要」であり、予後についても「重篤な合併症発祥の危険性あり」とされているが、障害認定審査医が、診断書 2 を審査してもなお一般状態区分表に変更がなく、状態が安定していることに変わりはないため、対象児童の障害は局長通知の認定基準に該当しないという判断に変更はないとしたことは、ことさら不合理であるとはいえない。

また、処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）第 18 条に基づいて、受給資格がないと認めたことについて、特別児童扶養手当有期再認定請求却下通知書を審査請求人に交付し、さらに、同規則第 24 条に基づき、特別児童扶養手当の支給要件である障害の状態が認められなくなったことについて、特別児童扶養手当資格喪失通知書も交付しており、手続上も違法な点は認められない。

審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

6 付言

審査会の結論は、1 のとおりであるが、審査庁において本件審査請求を棄却する場合は、〇〇県において提出された診断書と同様の内容の診断書に基づき判断を行ったにもかかわらず、〇〇県とは異なる判断となった具体的な理由について、これまでの説明に加えて審査請求人へ説明を行うことが望ましい。

山形県行政不服審査会

水 上 進（会長）

阿 部 未 央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里